

人間文化研究機構事務連絡協議会作業部会設置要項

平成16年6月11日
事務局 長 決 定
平成29年4月21日改正

1. 目的

この要項は、「機構事務連絡協議会設置要項」第6に基づき、事務連絡協議会の下に置く作業部会（以下「部会」という。）の組織・運営等について、必要な事項を定める。

2. 部会の業務

事務連絡協議会において、管理運営上の諸課題について事務局長の要請により検討を行う。

3. 部会の種類及び検討内容

- (1) 総務部会 法規その他他の部会に属さない事項について検討を行う。
- (2) 人事部会 人事関係業務及び共済関係業務について検討を行う。
- (3) 研究協力部会 研究協力業務について検討を行う。
- (4) 財務会計部会 予算決算関係業務、経理関係業務、契約関係業務及び財務・経営分析業務について検討を行う。
- (5) 広報・情報部会 広報・情報関係業務（情報セキュリティの検討を含む）について検討を行う。
- (6) 施設部会 施設マネジメントについて検討を行う。

4. 部会の組織

- (1) 各部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会長
 - 二 副部会長
 - 三 部会の検討内容を所掌する本部事務局及び機関の課長又は課長補佐等（以下「部会構成員」という。）
- (2) 部会長が必要と認めたときは、部会に部会構成員以外の職員の出席を求めることができる。
- (3) 部会長又は副部会長は、部会の検討状況及び結果を事務連絡協議会に報告する。
- (4) 部会長に事故等があるときは、副部会長がその職務を代行する。

5. その他

部会長又は副部会長が必要と認める場合は、機構以外の者に意見を求めることができる。この際の旅費は本部事務局が負担する。

附 則

この要項は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月21日から施行する。